

東彼杵町指定地域密着型サービス事業者等の指定に係る条件の基本方針

(目的)

第 1 条 この基本方針は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 78 条の 2 第 1 項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定及び法第 115 条の 12 第 1 項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る法第 78 条の 2 第 8 項及び法第 115 条の 12 第 6 項の条件（以下「条件」という。）についての基本的な方針を定め、事業の適正な運営を確保することを目的とする。

(他市町村からの転入における条件)

第 2 条 東彼杵町以外の市町村から転入し、町内に所在する指定地域密着型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービス事業所のうち、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の利用を希望する者は、転入後 1 年を経過した者でなければならない。

2 前項の規定は、2 親等以内の親族が 1 年以上東彼杵町内に居住している場合及び町長が特に必要と認めた場合については、適用しない。ただし、それぞれの指定地域密着型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービス事業所において、利用を受け入れることができる人数は 1 名とする。

なお、その者の利用が 1 年を経過したときは 1 名に算入しない。

附 則

この基本方針は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。